

平成 27 年度 第 1 回木曾川地域審議会会議録

○日 時

平成 27 年 7 月 3 日 (金) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分

○場 所

木曾川庁舎 2 階 研修室B

○議 題

(1)会長及び副会長の選任について

(2)その他

○出席者

委 員:9 名

行政側:市長、教育指定管理課長

事務局:木曾川事務所長、総務管理課副主監

---

(午前 10 時 00 分開会)

1 開 会

【木曾川事務所長】

平成 27 年度 第 1 回木曾川地域審議会を始めさせていただきます。

本日は、何かとお忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、地域審議会を所管する木曾川事務所 所長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議題にありますように、正副会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、中野市長がごあいさつ申し上げます。

2 市長あいさつ

【市長】

皆さん、おはようございます。本日は、木曾川地域審議会ということで、皆様お忙しい中、また雨は上がりましたが、足元が悪い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

今年度が木曾川地域審議会の最終年度ということになります。

木曾川庁舎も今年度から色々変わっておりまして、この 2 階の事務室には教育文化部生涯学習課の職員が一部入っており、3 階の事務室には福祉こども部青少年育成

課の職員も入っております。合わせまして 4 月から木曾川文化会館の工事も始まりました。来年秋の完成にはなりますが、完成した暁には、木曾川庁舎が本当に教育文化の拠点として、益々色々な人達の交流の場となることを私どもは期待しております。

また、4 月には市議会議員選挙がありまして、新しい体制になって初めての議会が 6 月にごさいました。旧木曾川町地域のことも色々とお話がありましたので、そうしたことを中心に教育指定管理課長の方から説明していただければと考えております。

今日は、皆様、実りある審議会となりますよう、ご協力をお願い申し上げます。

### 3 委員の紹介

#### 【木曾川事務所長】

ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、以降は、着座にて進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日は 2 年間の任期満了後、最初の会議でございます。通常ですと、委員の紹介となりますが、今回につきましては、委嘱を辞退されました江崎委員を除き、3 月の開催時と変更はございませんので、委員さんの紹介は省略させていただきます。

### 4 議 題

#### 【木曾川事務所長】

それでは、さっそく議題に入らせていただきます。

議題「(1)会長及び副会長の選任について」でございます。

お手持ちの資料 3 ページに地域審議会の設置等に関する協議第 6 条第 1 項の規定により、「会長および副会長は委員の互選により選任する」となっておりますが、お取り計らいをいかがいたしましょうか。ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

#### 【太田委員】

葛谷昭吾さんを会長に、墨利春さんを副会長に推薦したいと思います。

#### 【木曾川事務所長】

ただ今、太田委員から、会長に「葛谷昭吾さん」、副会長に「墨利春さん」とご推薦をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いします。

(拍手多数)

以上によりまして、会長並びに、副会長が決定いたしました。

それでは、葛谷会長さん、墨副会長さんには会長席、副会長席の方へ移動をお願いいたしまして、それぞれに今からご挨拶の方をよろしく願いいたします。

**【会長】**

それでは、皆さん、おはようございます。また会長にご指名をいただきました。よろしくお願い申し上げます。平成 26 年度で合併 10 年。地域審議会の方も、今年度が地域審議会の最終年度ということでございます。私が、合併協議会に出席した時に、地域審議会の委員は 10 年だと合併協議会で聞いていたように思っておりましたが、今年で 11 年目になるということになります。合併後、その翌年度から 10 年間だそうですので、今年平成 27 年度が最終の地域審議会になります。

合併当時は、木曾川文化会館の建設が一番話題になっておりました。その木曾川文化会館も今、建設中でございます。先程、市長さんからお話がありますように、来年の秋には開館予定でございます。

地域審議会も最終年度にあたりますので、例年以上にご協議いただくことがあろうかと思っておりますので、また、色々お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

**【副会長】**

また、はからずも副会長に仰せつかりました、墨利春でございます。本当に、立派な方が見える中で、こうして選んでいただきまして、肩身狭い思いをいたしておりますが、1 年間でございますので、一生懸命勤めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**【木曾川事務所長】**

どうも、ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、葛谷会長さんに議長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

それでは、議事に入らせていただきます。議題「(2)その他について」、事務局より説明をお願いいたします。どうぞ。

**【木曾川事務所長】**

その他として、4 点お願いいたします。一つ目は、25 日に閉会いたしました 6 月議会において、承認されました補正予算等の議案についてでございます。

お手元に配布してあります、資料 1「平成 27 年度 6 月補正予算(案)概要」をご覧ください。1 ページの総括表の一番上、会計区分の一般会計欄の、二つ右の、補正額欄の数字が、今回の補正予算額でございます。15 億 3,739 万 1 千円を計上しました。その右隣の、計の欄の数字が、補正後の予算総額で、1,119 億 8,700 万円余となっております。

前年度に比べて、プラス 5.6%ですが、今年は市長選挙があった関係で、当初予算を骨格予算として編成したため、今回、その肉付けとして補正予算を計上しておりますので、補正額としては例年に比べて大きくなっております。主なものは、市長マニフェスト事業や、新庁舎第 2 期建設工事費、並びに、臨時福祉給付金支給事業費、大和公民館改築工事費などがございます。

本日は、歳出の主なものと、木曾川地区に関係する予算を中心に説明させていただきます。

3 枚はねていただき、6 ページをお願いします。真ん中やや下の◎、新庁舎第 2 期建設工事請負費 1 億 5923 万 6 千円は、東日本大震災以降の建築資材の高騰による積算見直し等による増額補正でございます。

右側の 7 ページをお願いします。中段やや下の、11、情報管理費の一つ目の○、情報通信ネットワーク保守委託料 299 万 1 千円は、幹部会議等のペーパーレス化に向け、無線 LAN の接続など、ネットワーク環境を整えるための経費でございます。

1 枚はねていただき、8 ページをお願いします。最初の○、ウェブサイト更新システム構築保守委託料 2721 万 6 千円、これは、CMS と呼ばれるもので、市のホームページから災害などの緊急時に、重大情報がスムーズに得られるようにするため、市のウェブサイトはこのシステムを導入するものでございます。

右側の 9 ページに移りまして、2 行目の○、防災ハンドブック作成委託料 1629 万 8 千円、ですが、南海トラフ地震など一宮市で想定される災害全般の情報を一冊にまとめたハンドブックの作成費用でございます。今年度末に全戸配布をする予定でございます。

次に、真ん中当たりの◎、グループホーム建設補助金 3000 万円、ここで言うグループホームとは障害者を対象とした施設のことで、建設費の 1/2、1500 万円を限度に補助金を交付するものです。2 棟分の予算を計上しております。

その下の 6、臨時福祉給付金支給事業費ですが、これは、生活保護を受けていない低所得者を対象に、お一人、6000 円を給付するものでございます。対象期間は平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 1 年分でございます。給付対象は、5 万 4600 件で 3 億 2760 万円の支出を見込んでおります。

1 枚はねていただき、10 ページ中段やや上の 1、児童福祉総務費の最初の○、夏期臨時放課後児童クラブ開設関係経費 817 万 4 千円、これは、平成 27 年度当初申し込みにより待機児童になった小学 1 年生から 3 年生を対象に、夏休み期間に限り臨時に放課後児童クラブを開設するものでございます。場所は一宮市民会館の西北にあります勤労者の家の 2 階と、尾西生涯学習センター西館 2 階の旧子育て支援センターの 2 ヶ所で開設いたします。定員はそれぞれ 44 人と 88 人で、合計 132 人でございます。

続いて、下から 3 行目の◎、児童厚生施設整備工事請負費 1030 万円は、外割田

児童館の駐車場整備工事費でございます。今回の工事により 10 台分の駐車が可能となります。

右側の 11 ページをお願いします。4、保育園費の中の◎、施設整備工事請負費 6910 万円、これは、平成 28 年度から新たに 3 園で乳児保育を開始するため、乳幼児室等を改修する費用でございます。

1 枚はねていただき 13 ページをお願いします。農業総務費の二つ目の○、一宮地方総合卸売市場貸付金 2 億 1 千万円、これは、一宮地方総合卸売市場が、昨年破産した卸売業者所有の土地、株式を購入したことに伴い、市場の経営安定に寄与することを目的に、その購入資金を無利子で貸付するものでございます。

1 枚はねていただき 15 ページをお願いします。水路費の、2、水路新設改良費の◎、測量・設計業務委託料の最下段、準用河川北山川局部改修 439 万円ですが、お手元の図面の 1 ページをご覧ください。

浸水常襲地区の黒田地区においては、これまでにピンク色の二級河川野府川の護岸嵩上げ工事が完成し、平成 27 年度には、黄色の準用河川野府川の護岸嵩上げ工事が完成の予定でございます。こうした中で、平成 25 年 9 月豪雨では、野府川の支川である青色の準用河川北山川が溢れるようになりました。こうした被害を軽減するため、青色の北山川の実線部分 400m について、野府川と同様の嵩上げ及び逆流防止扉を整備する計画をしており、今回の予算は改修工事のための調査測量設計業務に係るものでございます。

次に、図面の 2 ページをご覧ください。

今回、予算の計上はありませんが、福塚線今伊勢北方線の進捗状況について、ご説明申し上げます。

去る 6 月 14 日に関係者を対象に説明会を実施し、ようやく測量作業に着手いたしました。

今年度中に、設計に関する現地の測量と、用地の取得面積を確定するための測量を実施し、来年度から事業化をしていく予定ですのでよろしくをお願いします。

予算概要に戻りまして、15 ページの最下段の◎、本町線電線共同溝整備事業 7011 万 3 千円は、本町 1 丁目の本町線電線共同溝整備に係る費用で、アーケード撤去後、真清田神社の門前としての景観を著しく損ねている電線を地中化し景観並びに防災機能の向上を目的として進める事業でございます。

1 枚はねて 17 ページの下から 3 行目の、グランドピアノ購入ですが、はねて 18 ページをお願いします。木曾川文化会館のコンサート用のグランドピアノの購入費として 1384 万 4 千円を上限額として設定しております。期間が 2 年になっているのは、受注生産のため発注から納品までに 12 ヶ月を要するためでございます。

続いて、下から 3 行目、各校営繕工事請負費 2230 万円ですが、これは、木曾川中学校の屋内運動場の屋根防水工事費として計上しています。

右側の 19 ページをお願いします。中段の 2、公民館費の二つ目の◎、仮称大徳公民館改修設計業務委託料としまして 1437 万円を計上いたしました。旧下水道建設西部促進センター、旧尾西市の水道事務所を大徳連区の公民館として整備するもので、平成 29 年 4 月供用開始の予定でございます。その二つ下の◎、大和公民館改築工事請負費は、平成 27 年度の継続費分としまして 5,850 万円を計上いたしました。現在の場所から北に 600mほどの旧学校給食調理場跡地に出張所を併設して建設します。大和連区は人口が多いため平均的な大きさの公民館よりも大会議室も広く、研修室、会議室も 1 室多くなります。総工事費も 6 億円ほどになり平成 28 年 9 月の竣工を予定しています。

最後に、企業会計の説明になりますが、2 枚はねていただき 23 ページをお願いします。中段の病院事業の資本的支出の◎、建設改良費 7746 万 6 千円ですが、市民病院の新病棟建設実施設計業務委託料の平成 27 年度分としまして計上いたしました。平成 28 年度分との設計委託料総額としまして 1 億 2,600 万円ほどになります。

約 2,800 m<sup>2</sup>の敷地に各フロア約 1,200 m<sup>2</sup>、5階建の延床面積約 6,000 m<sup>2</sup>の建物とします。既存の病院と一体的な利用が出来るよう 2 階に 1 本、3 階に 2 本、計 3 本の渡り廊下を設置します。新病棟の主な機能は、1 階を駐車場、2 階に化学療法関連施設、がん相談支援センター関連施設、3 階にハイブリッド手術室、心臓カテーテル室、集中治療室など、4 階に結核・感染症病棟、5 階は緩和ケア病棟になります。6 月定例議会の補正予算の説明につきましては、以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございました。ただいま、6 月の補正予算についての説明がございました。ご質問があればお願いいたします。

**【会長】**

この内容を委員さんに、もう少し早く配ってもらうことはできないでしょうか。今日ここで見て済ますというのもどうかと思ひまして。

**【木曾川事務所所長】**

補正予算につきましては、今回初めて資料を配付させていただいた訳ですが、おっしゃられるように、この場で見られてもなかなか分かりませんので申し訳ございません。次回からは案内と一緒に送らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議会終了後、速やかに送付させていただきますので、案内と資料の配付の時期がずれるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

**【会長】**

それではご質問もないようですので次に移りたいと思います。事務局が説明をいたします。

【木曾川事務所所長】

二つ目でございますけれども、現在、木曾川庁舎南側に建設中の木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例案が今回、提出・承認されております。その内容につきまして、担当の教育指定管理課、安達課長から説明をしていただきます。

【教育指定管理課長】

皆さん、おはようございます。ただ今、ご紹介していただきました木曾川文化会館を担当しております教育指定管理課の安達でございます。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて、ご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。この度、6 月議会において、一宮市文化会館設置及び管理に関する条例の制定について議決を得ましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました、一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例と資料 2 でございますが、それと併せて資料 3 の同規則をお願いいたします。

この条例は、同様の施設であります一宮市民会館の条例を参考に作成いたしました。木曾川文化会館につきましては、既存の一宮市民会館、尾西市民会館、及びアイプラザ一宮にはないここだけの施設、防音機能を有した大、中、小三つの練習室がございます。日常の音楽活動の練習の場としてお使いいただけること。また 300 人規模のホールは練習成果の発表の場など市民の文化活動に気軽にご利用いただける施設として、この条例、規則を定めております。

条例の主な内容につきましては、はじめに、第 1 条で施設の設置目的を市民の文化活動の推進及び教養の向上を図る為に、一宮市木曾川文化会館を設置するとしております。

第 2 条では施設の名称をこれまでの(仮称)をはずしまして、「一宮市木曾川文化会館」といたしました。今後、施設の名前をつける権利であります命名権のネーミングライツと申しますが、そういったものも一応導入を図っていく予定をいたしております。

次に、第 3 条では、休館日を年末年始のほか、毎月 2 回第 2、第 4 火曜日を休館日といたしました。これは一宮市民会館、尾西市民会館などの休館日、こちらのほうは第 1、第 3 火曜日となっておりますが、それと重ならないようにいたしましたものでございます。

次に、第 4 条では使用にあたっては事前に許可を得ることとしております。

1 枚はねていただきまして、第 10 条をお願いいたします。

第 10 条では施設の使用料と使用料の納付時期は許可の際に納付することとしております。

もう 1 枚はねていただきまして、左ページの別表第 1 をお願いします。

先程の第 4 条の使用許可を受ける使用時間につきましては、4 時間単位の使用を基本とし、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までを各区分に分けて使用許可するものがございます。

その下、別表第 2 は各施設の使用時間ごとの料金表でございます。

使用料の額は、小規模ホールの特性として主な利用主体を市民の芸術活動の練習会場及び発表の場として捉えており、このため、公民館関連の生涯学習センターや市民会館の料金を参考にいたしました。

料金表の最下段、付属施設の使用料につきましては、今後の付属設備の更新、追加などに迅速に対応できるよう規則にて定めることといたしました。

また、備考 1 の規定により別表 1 で定めた使用時間以外に午前 7 時から 8 時 30 分及び午後 9 時 30 分から午後 10 時までについて 30 分単位で延長して使用できることといたしております。

一番下の別表 3 では営利営業若しくは一定額以上の入場料を徴収して使用する場合における使用料の加算について定めております。

1 枚お戻りいただきまして、右側のページでございますが、第 16 条、第 17 条、第 18 条の規定につきましては、指定管理者に係る条項でございます。

木曾川文化会館は民間事業者による指定管理者制度を導入し民間事業者による管理・運営を予定いたしております。現在、7 月 1 日に指定管理者の公募についてホームページ等に掲載させていただきまして、今年度 12 月までに管理の指定管理者を決定する予定をいたしております。

最後に、付則のところでございますけれども、付則において条例の施行日を木曾川文化会館の開館予定日の平成 28 年 10 月 1 日とし、使用許可に関する手続きについては、施行日前においてもできることといたしております。

この時期に条例を定めますのは、先程も申し上げましたように指定管理者の募集に必要となるため、先行して条例を定めております。

次に、資料 3 の一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則をお願いします。

こちらの規則では条例で定めました基本的な規定に係る手続き方法などの詳細な事項について定めさせていただいております。

特に第 3 条では使用許可申請の時期について定めておりまして、ホール及びホールと同時使用する場合の練習室の使用申請は、使用希望日の 1 年前から、また練習室だけの使用につきましては使用希望日の 3 ヶ月前からの申込みとさせていただいております。

また、受付時間につきましては午前 9 時から午後 8 時までとさせていただいております。



1 枚はねていただきまして、第 10 条でございますが、第 10 条では条例の別表第 2 において、「付属設備の使用料は規則で定めるとさせていただきます、条例では別表のとおりとする」と規定させていただいております。

もう一枚めくっていただきまして、一番最後のページをお願いいたします。具体的には、こちらのページでご説明させていただいております使用料は一覧表となっております。こちらの備品につきましては、まだ、実際には購入は進めておりませんので、先程、条例の中でご説明いたしましたように、今後、買い替えに向けて更に必要備品を買い足したり、また必要備品について追加を予定いたしております。その際については、この部分についてまた、再度、改正をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1 枚お戻りいただきまして、第 12 条をお願いいたします。

こちらにつきましては、納付された使用料は、原則還付いたしません、条例のただし書きの規定により使用の許可をされた場合につきましては、使用日前 10 日までに於いては、使用日までの日数によりそれぞれ 90%から 30%までの範囲で還付をさせていただきます。

なお、還付の対象は、施設の使用料でございます、先程の付属備品の使用料については使用しなかったものについては全額還付をさせていただく予定をいたしております。

以上、条例と規則の主な条項についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

#### 【委員】

使用料の減免というのはあるのでしょうか。

#### 【教育指定管理課長】

こちらの一宮市木曾川文化会館の使用料の減免につきましては、他の施設と同様の規定で、一宮市民会館や尾西市民会館と合わせてございます。まず市の主催、文化会館の管理者が直接行う事業につきましては、50%減免。それから、国とか一宮市教育委員会の共催事業が使用される場合については、30%減免ということになっております。具体的には、こういった場合は規定に該当するののかということはその都度お問い合わせいただければと思います。

**【市長】**

使用許可申請は一年前からということですが、来年の秋 10 月にオープンしますね。そうすると、今年の 10 月から申込みを受け付ける形になるのですか。

**【教育指定管理課長】**

いいえ。一応、条例の施行が来年の 10 月 1 日からでございますので、施行日前においても出来るということですので、そちらについては任意で受付け期間を定めることとなります。実際には、今回、選定されます指定管理者により、来年平成 28 年の 6 月からこちらの庁舎 1 階の練習室等の所で受付けをしたいと予定をいたしております。

**【市長】**

来年 6 月から受付けるということですね。柿落しは盛り上げていただきたいですね。

**【委員】**

多目的室は懇親会などに利用可能かどうか。多少、アルコールを振る舞う方もみえませうけれども、他所ではどうも可能な所も多いようです。

**【教育指定管理課長】**

練習室は練習だけではなくて、会議等多目的に使っていただくということを想定いたしておりますが、もちろん、飲食等も出来ますけれども、アルコールについては控えていただきたいと考えております。アルコールが認められている施設につきましては、元々、財団が管理いたしておりました一宮スポーツ文化センター、県の施設でございましたアイプラザ一宮につきましては、元々結婚式場がございまして、披露宴会場という使い方もいたしておりましたので、それを利用継続するということそのまま飲酒を認めております。

それから、一宮スポーツ文化センターにおいても、こちらの方は、財団ということで、その当時、一宮市の中で唯一アルコールが認められる施設でございましたけれども、その他の施設、教育の施設については、飲食まではお認めさせていただいておりますが、アルコールについては、ご遠慮いただいているのが実情でございます。

**【会長】**

今回の建設について、木曾川町としては公民館が中心でしょうか。公民館からは建設についてのいわゆるアドバイス、相談などはないですか。事務局ばかりで進んでいるということですか。あまり、地元意見が取り入れられていないということでしょうか。

**【副会長】**

公民館といますか、ワークショップという団体がございます。聞く前にこうしようという相談を受けていれば、こうしてほしいということも言えますが、できてからこうなりましたでは何ら変更ができないもので、それも極力お願いはしていた訳ですけれども。

**【会長】**

この団体は、どこが中心でやっているのですか。

**【副会長】**

木曾川文化会館建設促進住民ワークショップというグループがございます。

**【会長】**

公民館でしょうか。

**【木曾川事務所長】**

公民館ではないですね。これも教育指定管理課長の方から説明をさせていただきます。

**【教育指定管理課長】**

今回の建設事業にあたりましては、新市建設計画による合併の特定事業ということで、当初からまず、建設場所につきましては、こちらの庁舎の道路を挟んだ南側に新たに用地を取得した上で、そちらの方に建設するといった事で、当初、仮称木曾川文化会館のための検討委員会というものが立ち上げられて、その中に、木曾川地区の方たちを含む芸能文化、音楽関係の方、それから、学識権限者の方達にご参加していただきまして、検討委員会において建設計画が作成されました。

それを受けて、さらに、次の段階として、基本設計、こちらまで事業が当初進んでおりましたけれども、肝心の用地の取得について、これがなかなか思うようにいかず、途中挫折しましたので、その段階から、次の色々な手段でこちらの事業を進めるにあたっての方法とか次の打開策を練っているうちに、日にちだけが経ってしまっていて、最終的には、その時に検討いただいた理念を活かしながら、今回の事業を進めるにあたって、その理念というのは何かといいますと、先程、申しましたように、地域の方、一般市民の方が気軽にこちらに来ていただいてご利用いただける音楽を主体とした施設という形で、唯一防音機能のある練習室、大・中・小三つ揃えて、さらに敷地の制限がある中で、当初 400 というホール規模でございましたが、この南側の敷地の中では最大限 300 程度しかできないということで、実際に設計したところ、結果としては、288 席+4 席分、計 292 とほぼ 300 席ということで、逆にコンパクトな施設になりますので、非常に使い勝手の良い、親しみを持っていただける施設になったと、私どもは考えておりますのでよろ

しくお願いいたします。

【市長】

駐車場は、どうなりますか。

【教育指定管理課長】

こちらの事業の方が、ぎりぎり今年 3 月の議会でやっと工事の契約が認められ、前の予算もやっと 12 月の議会で認められた段階でございます。それから、今、駐車場の確保に向けて動いております。今、交渉している段階ですね。皆さんに公表していいのかわかりませんが、一番近いところの場所で、約 100 台ほどの車が止められる用地確保に向けて、今、交渉を進めておまして、この 8 月までには相手の方からご返事がいただけるということですので、もうしばらく見通しが経つまでお待ちいただきたいと思っております。

【菊池委員】

楽屋ですけれど、1・2・3 とありますが、グランドピアノは 1 台買っただけなんですけれど、あと 2 部屋ピアノはどうなるのですか。

【教育指定管理課長】

部屋の大きさに逆にピアノを置きますと、練習室 1 と練習室 2 につきましては非常に狭くなりますので、一番大きな部屋についてはグランドピアノにするのか、アップライトピアノにするのかは、今、検討いたしております。

【菊池委員】

グランドピアノと贅沢は言いませんが、アップライトピアノは必ず入れていただきたい。

【教育指定管理課長】

最初は、アップライトピアノで検討していたのですが、練習室ではアップライトピアノだと前が邪魔になり、視界が見えなくなる。要するに、演奏者が皆さんの顔を見ながら弾きたい、向きを変えて使いたいというお話を聞きまして、アップライトピアノかグランドピアノか迷っているところでございます。そこのところは何かを入れて、その方向で検討を進めております。最終的には予算の都合もございまして、今、その方向で動いているということでご理解いただきたいと思っております。

【菊池委員】

よろしく申し上げます。柿落としというのは、木曾川町の芸術文化協会に入っている人達を優先にやられるのか、一般の方を募集してやられるのか決まっていますか。

**【教育指定管理課長】**

まず、この施設の管理者である指定管理者ということで、私ども今、募集の条件の中にオープニングとオープニングイベント・開館式・式典をやります。当然、それはやらなくてはなりません。その後に、何らかのオープニングイベントをやらなくてはなりません。それで、指定管理者公募に対して、ある程度提案してほしいと考えております。私どもが通常考えるオープニングイベントとなりますと、一般的にはテープカットをして、その後、ホールに入って挨拶、それから、精々、講演会をやるか合唱団の演奏を聴くかというようなことをございまして、公務員ですと堅い決まり切った形でしか考えられません。せつかくこういった民間事業者の指定管理者を募集しますので、もっと、幅広いアイデアがないかと今回募集の条件の中にそういった提案もしていただくように入れております。それを見定めて、提案通りという訳ではございません。当然、私どもも、市の方とこういう要求もして、こういうこともしてほしいと協議をしながら決めていきますので、もうしばらくそちらの方についてもお待ちください。まだ始まったばかりでございますので。

**【菊池委員】**

もう一つ、他のことでよろしいでしょうか。私、木曾川合唱団の代表をやっておりまして、木曾川合唱団というのは前の山口町長さんが文化会館を造るため、その柿落としということで合唱団を作ったのです。合併してしまったもので、合唱団から山口さんが引かれてあとをどうするかということで残ったのが、木曾川町合唱団から木曾川合唱団になりました。町をとって木曾川合唱団で頑張っています。皆さんが柿落としの時に代役ということでずっとこの 10 年間頑張ってきたのが木曾川合唱団です。そういうことを頭に入れていただいて。

**【教育指定管理課長】**

その話は今、初めてお聞きいたしました。まだそのようなお話がもしあれば、お聞かせいただければと思います。

**【菊池委員】**

最初のうちは木曾川町が全部講師料を出していただいております、合併してからはそれが出なくなりました。

**【市長】**

しっかりと受け止めまして、来年の秋に皆様の成果をお伺いできるように楽しみにしております。

**【副会長】**

木曾川文化会館についての疑問点はいくらでも出てくるとは思いますけれども、その都度、また色々提出したいと思います。

**【菊池委員】**

木曾川町としては何となく裏切られたような感じがします。

**【会長】**

一宮市としては、すでに土地を確保してあったということで、いざ工事にかかろうか、計画しようかと思ったら土地が確保していなかった。合併協議会の時点では確保してあった、という事で協議会においても話が進められた訳ですね。五藤さん。

**【五藤委員】**

色々事情があったにしろ、合併協議会の時点では、谷市長さんも当然用地買収はきちんと出来ているものと思ってみえました。

**【副会長】**

市民の使い良い会館ということで、相談しながら準備していただいて、またこれからの柿落しの準備も何もされていないとのことなので、予定を間違わず、お話をしながら、開館に向けて進んでいただきたい。また、木曾川文化団体協議会では、毎年、11 月に文化祭を木曾川体育館でやっていますけれども、こちらで一緒にできたらと思います。

**【市長】**

ありがとうございます。当然、市としてもすぐお金の話になってしまいますけれども、まだ他に言うこともあるのですが、おっしゃったように、うちで勝手に造ってしまって、どうぞとやっても結局市民の人達が使ってくれなければ意味がないので、出来ること出来ないことがありますけれど、できるだけ意見を聞きながらやっていただきたいと思います。

**【副会長】**

それで、他のことになりますけれども、木曾川文化会館に来た方が、西から入ってくると木曾川公民館の真っ黒の壁が見えてくる。一度、眺めていただくと分かると思います

が、この公民館の改修修復予算を組んでいただけたら有り難いと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

【石田副主監】

総務管理課副主監査の石田と申します。よろしくお願いいいたします。

三つ目につきましては、次回の第 2 回地域審議会の日程でございます。10 月 5 日(月)午前 10 時から今回と同じ、この研修室 B での開催を予定しております。ご予定のほどよろしくお願いいいたします。

最後に四つ目ですが、一宮市では、今年に入りまして、交通死亡事故が多発しております。

この場をお借りして、交通安全一口広報をさせていただきます。

〈交通安全一口広報〉

【会長】

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問があれば、承りたいと思います。

【市長】

去年 1 年間で、一宮市の交通事故で亡くなられた方が、8 名でした。今年はまだ半年しか経っていませんが、7 名亡くなられているのです。本当に今年に入ってから、交通事故の死亡者が増えています。出来る限り、皆さん気を付けてくださいというお話だったり、6 月の補正予算で交差点をカラーペイント、危ない所は最近増えていると思えますけれど、赤く塗ったりとか、白い線でデコボコがあるように見せてスピードダウンさせるような、そうした予算は付けています。地域ふれあい課の方から、どこの交差点が危ないと思いますか、というようなお話は連区長様を通じて色々なお話を伺っていただきますので、皆様も外出の時はお気を付けていただいて、是非、交通安全の意識をよろしくお願いいいたします。

【会長】

ご質問もないようですので、議題 2 については、これで終わらせていただきます。

【会長】

ご発言もないようですので、以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回木曾川地域審議

会を閉会いたします。

(午前 11 時 10 分終了)